○経済産業省令第五十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十六号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第二十六号、第二十七号及び第二十八号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条に次の三項を加える。

24　令第二十一条第二十六号の経済産業省令で定める電気温水機器は、業務の用に供するために製造されたものとする。

25　令第二十一条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。

一　次のイからトまでの全てに該当するもの以外のもの

イ　定格周波数又は基底周波数が五十ヘルツ±五パーセントのもの、六十ヘルツ±五パーセントのもの又は五十ヘルツ±五パーセント及び六十ヘルツ±五パーセントの共用のもの

ロ　同一速度で運転するもの

ハ　定格電圧が千ボルト以下のもの

ニ　定格出力が〇・七五キロワット以上三百七十五キロワット以下のもの

ホ　極数が二極、四極又は六極のもの

ヘ　ＪＩＳＣ四〇三四―三〇（二〇一一）に規定する使用の種類がＳ１のもの、又はＳ３のものであつて、負荷時間率が八十パーセント以上のもの

ト　商用電源で駆動するもの

二　製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであつて、分離して法第八十条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率が測定できないもの

三　ＪＩＳＣ四〇〇三（二〇一〇）に規定する耐熱クラスが百八十（Ｈ）、二百（Ｎ）、二百二十（Ｒ）及び二百五十のもの

四　デルタスター方式のもの

五　船舶及び海洋構造物用に設計されたもの

六　液体中で使用される構造のもの

七　同期速度と回転子の回転速度との差の比率が次に掲げるもの

イ　出力が〇・七五キロワット以上百十キロワット以下の場合　五パーセント以上

ロ　出力が百十キロワット超三百七十五キロワット以下の場合　三パーセント以上

八　ダム及び堰のゲート用に設計されたもの

九　固定子又は回転子が金属材料で覆われたもの

十　極低温用のもの（マイナス二十度未満で使用するために設計されたものをいう。）

十一　インバーター駆動のもののうち、他力通風形のもの

十二　輸出用の製品に組み込まれるために製造されたもの

26　令第二十一条第二十八号の経済産業省令で定めるエル・イー・ディー・ランプは、次に掲げるものとする。

一　ＪＩＳＣ八一五八（二〇一二）に規定する種類及び形状を表す記号が「Ａ形（ＬＤＡ）」以外のもの

二　ＪＩＳＺ八七二六（一九九〇）に規定する平均演色評価数が九〇以上のもの

三　光束を調整する機能を有するもの

別表第五中第二十一号の次に次のように加える。

二十二　交流電動機	経済産業大臣が定める方法により測定した入力及び全損失をワットで表した数値の差を、経済産業大臣が定める方法により測定した入力をワットで表した数値で除して得られる数値
二十三　エル・イー・ディー・ランプ	経済産業大臣が定める方法により測定した全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値

附　則

この省令は、平成二十五年十一月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第五項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十一月一日　国家公安委員会委員長　古屋　圭司

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号	一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号
一般社団法人遊技機試験機構 愛知県名古屋市名東区牧の原三丁目九百二番地	一般社団法人遊技機試験機構　名古屋 愛知県名古屋市名東区牧の原三丁目九

を

一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号	一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号
試験場 百二番	

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第三百四十二号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年十一月三十日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十五年十一月一日

厚生労働大臣　田村　憲久